**2回目の総括所見で肯定的に評価されたこと---2025年4月までの26か国の分析**

2025年4月　JD理事・佐藤久夫

各国への総括所見では「肯定的側面」（positive aspects）も紹介される。2回目の総括所見では初回以降の取り組みが評価されるので、各国が最初の勧告を受けた後、どんな努力をしたかを見ることができる。それは2022年に初回総括所見を受けた日本の取り組みの参考になると思われる。

　本稿の分析対象（＊）は、2025年4月まで（第32回会期まで）に発表された26カ国・地域への2回目の総括所見（その第1号は2019年のスペイン）の中の「肯定的側面」の部分である。なお、この時点までに採択された障害者権利条約（CRPD）の総括所見の総数は145であり、日本を含む93カ国が初回審査のみを終え、26各国・地域が2回目の審査を終えたことになる（93+26+26=145）。2025年1月にエリトリアが加わり、加盟国・地域総数は192である。

　以下、量的・統計的な傾向を見たうえで具体的な例を紹介する。

　なお、別添資料（エクセル）で国別の一覧も参照のこと。

（＊）

　障害者権利委員会（Committee on the Rights of Persons with Disabilities）のメインサイト（https://www.ohchr.org/en/treaty-bodies/crpd）で、国名と文書の種類（Concluding observations）を選んで閲覧できる。また同じサイトの「条約体データベース」(Treaty body database)を開き、障害者権利条約(CRPD)と総括所見（Concluding observations）とで検索すると、初回のものも含めたすべての総括所見が閲覧できる。

全体的な傾向

量的には、まず大きく「条約」、「法令」、「計画」、「政策」、「組織」に区分した。とはいえ主観的・恣意的な区分であることは免れない。もともと障害者権利委員会が評価する「肯定的側面」の数は2010年台には3つ程度が一般的であったが、2020年代には10以上のケースも増えてきた（2022年の日本への17項目が増加のはじまりと思われる）。各国の努力の反映でもあろうが、より細かく評価して締約国を励ます委員会の方針の変化も考えられる。

このように質的基準が不明確なので、量的な解釈には注意が必要である。さらに筆者による今回の５つの区分では、「〇〇戦略2023-2030」などと期間のあるものは「計画」とし、そうでないものは「政策」とした。また、法律、政令、規則などを含めて「法令」に区分したが、そうした用語のないものは「政策」とした。（国会による「法律」と、政府による「政策」に分けることもあり得る）。さらに新たな組織の立ち上げには一般的には根拠となる法令の制定・改正がなされていると思われるが、（形式よりも内容を重視して）「組織」に区分した。

このような視点で、26の総括所見の「肯定的側面」の合計232件を区分した。その内訳は、「条約」18件（7.8％）、「法令」81件（34.9％）、「計画」47件、（20.3％）、「政策」57件（24.6％）、「組織」29件(12.5％)となった。

　「条約」、「法令」、「計画」、「政策」、「組織」は、いずれもCRPD実行のための「方法」といえるが、それぞれの「目的・分野」から見ると、総合的なものが多く（とくに「法令」、「計画」、「組織」）、個別分野に的を絞ったものとしては「労働・雇用」、「アクセシビリテイ」、「ジェンダー暴力と家庭内暴力」、「差別禁止・平等」、「手話言語」、「国際協力」などがやや多かった。

「条約」

「条約」では18件のうちCRPDに関するものが5件、その他の条約に関するものが13件であった。CRPD関連では「選択議定書の批准」（ニュージーランドとカナダ）、「留保の撤回」(韓国とエルサルバドル)が評価されたほか、オーストリアがCRPDの新ドイツ語版と分かりやすい版を発行したことが評価された。CRPD以外では「マラケシュ条約の批准」が8件で、その他のいくつかの人権条約への批准も評価された。

以下はいくつかの例。

・　あらゆる状況における死刑の廃止に関する人権及び基本的自由の保護に関する条約（欧州人権条約）の欧州評議会議定書第13号の批准（2023年、アゼルバイジャン）

・　女性に対する暴力と家庭内暴力の防止と撲滅に関する欧州評議会条約（イスタンブール条約）の批准（2023年、EU）

・　盲人、視覚障害者又はその他の活字の利用に困難のある人の出版物へのアクセスを容易にするためのマラケシュ条約の批准（2022年、中国）

「法令」

「法令」では評価された81件のうち憲法改正が4件で、一般法の制定・改正が77件であった。憲法改正には「手話を認める」（ハンガリー）や「合理的配慮の権利の規定」（ベルギー）もあった。

一般法の制定・改正では、まず「権利法・参加法など総合的なもの」が９件（障害者権利法の制定：アゼルバイジャン、連邦参加法：ドイツ、など）、「労働・雇用」が8件（雇用分野での差別禁止の2件と職業訓練を含む）、「アクセシビリティ」が6件、「手話言語」関連が５件、「差別禁止・平等」４件、「選挙」３件、「女性への暴力」関連３件などであった。「強制不妊手術の禁止」（アルゼンチン）、「陪審員から排除されない権利」（スペイン）、「障害者認定サービスの創設」（コスタリカ）も評価されていた。

以下はいくつかの例。

・　CRPDの規定の遵守を目的とした憲法の改正（2016年、アゼルバイジャン）

・　憲法第51条の改正で、障害のある人を指すenfermo desvalido（ポルトガル語）（「貧窮または無力な病弱者」）という用語の使用が廃止された（2019年、コスタリカ）

・　条約に憲法と同等の地位を与える法律第27.044号（2014年、アルゼンチン）

・　憲法H条（3）により憲法レベルで手話を認め、ハンガリー文化の一部としてハンガリー手話を擁護するとした（2011年、ハンガリー）

・　韓国手話を公用語の一つとして認める「韓国手話言語法」の採択（2016年、韓国）

・　手話言語を公認する法律第43-23号の制定（2023年、ドミニカ共和国）

・　市民にサービスを提供する国家の機関と団体に対し、ろう者および聴覚障害のある人とコミュニケーションをとる訓練を受けた職員を雇用することを義務付けた法律第6354号（2019年、パラグアイ）

・　「障害者」（disabled）の語を「障害のある人」（person with disability）に置き換え、行政犯罪法、労働法、土地法、家族法、民法、税法、関税法、都市計画建設法、移住法、選挙法、子どもの権利法などの国内法について、攻撃的な用語をなくす改正案の提出（アゼルバイジャン）

・　人種、ジェンダーなどと同様に障害を差別禁止事由に含める刑法改正（2021年、デンマーク）

・　差別事由を追加する労働法改正法（第9343号）（2016年、コスタリカ）

・　障害者が裁判所の陪審員から排除されないことを保証する組織法2017年第1号（スペイン）

・　障害のある従業員への差別を禁止する「公共団体における雇用機会均等法」（2020年カナダ）

・　法定後見人ではなく本人のみが不妊手術に同意できる法律の採択（2013年、ベルギー）

・　障害のある人の強制不妊手術を禁止する法律改正（2021年、アルゼンチン）

・　障害者の駐車スペースを確保する「陸上交通、乗換及び道路安全に関する法律」の改正、及び公共交通用の車両には車椅子を使用する乗客の移動を容易にするために昇降台または折りたたみ式スロープを備えなければならないと規定する「陸上交通に関する一般規則」の改正（2014年、エルサルバドル）

・　「製品およびサービスのアクセシビリティ要件に関する連邦法」の採択（2023年、オーストリア）

・　取締役会および上級管理職における障害のある人の割合を含む多様性に関する情報を株主に開示することを連邦法人に義務付けた、カナダ事業会社法の改正（2018年、カナダ）

・　障害のある人への選挙期間中の配慮のための政党および候補者に対する金銭的インセンティブに関する選挙近代化法の改正（2018年、カナダ ）

・　障害のある人の選挙権制限を撤廃する連邦選挙法の改正（2019年、ドイツ ）

・　障害のある人の人権に関する全国事務局との連絡調整を行う市町村および部局の障害担当事務局の設置に関する2021年法律第6808号（パラグアイ）

「計画」

「計画」の47件のなかではCRPDの総合的な実施を目指すものが多く、18件見られた(障害者の権利：パラグアイ、地位向上と包摂：メキシコ、人権・参加・発達：モンゴル、など)。他方、特定分野の計画も、「ジェンダー暴力と家庭内暴力」関連が６件、「労働・雇用」４件、「アクセシビリティ」３件などであった。そのほか、「国家文化政策」（ペルー）、「人身売買その他の搾取」（ペルー）についての計画もあった。

以下はいくつかの例。

・　精神医療の強制入院削減（デンマーク）

・　人身売買撲滅のための国家行動計画2020-2024年（アゼルバイジャン）

・　2030年までの人身売買および関連形態の搾取との闘いに関する国家政策（2021年ペルー）

・　障害者雇用促進3カ年行動計画2022-2024の採択（中国）

・　第2次全国手話・点字標準化行動計画2021-2025の採択（中国）

「政策」

　「政策」では全体で57件のなかで、「労働・雇用」７件（新たな雇用助成金：ベルギー、など）、「国際協力・人道支援」５件（世界障害行動ネットワークへの参加：デンマーク、人道支援でのインクルージョン：EU、など）、「アクセシビリティ」４件（司法へのアクセス：アルゼンチン、など）のほか、「性と生殖の権利憲章採択」（メキシコ）、「障害政策のフォローアップ戦略」（スエーデン）、「自立生活」（韓国）、「全国障害データセット」（オーストラリア）、「第1回障害者全国調査」（エルサルバドル）などもあった。

以下はいくつかの例。

・　障害者の性と生殖に関する権利憲章の採択（2018年、メキシコ）

・　ブリュッセル首都圏地域、共通共同体委員会、フランス語共同体委員会が障害主流化憲章を採択（2015年、ベルギー）

・　自閉症国家戦略（2024年、カナダ）

・　「ブエノスアイレス州から精神病院をなくす」プログラムで、州の4つの専門病院入院者の地域移行を進め、支援住宅、地域精神保健センター、住宅補助金などを提供（アルゼンチン）

・　公的機関における7％の障害者雇用目標を導入する公約（オーストラリア）

・　障害政策に関する国家目標の体系的フォローアップ戦略の採択（2021年スウェーデン）

・　障害者の権利国家行動計画の実施状況の監視と、国家機関の予算実施状況を連動させるため、成果主義計画システムの大統領ダッシュボードに障害に関する変数を組み込む（2021年、パラグアイ）

・　連邦、州、および準州の複数のソースおよびシステムからのデータを、障害のある人の要求のより完全な全体像を示すためにまとめる新しい全国障害データセットの承認（オーストラリア）

「組織」

　「組織」ではまず諮問委員会の設置が多く、全体29件のうち13件であった。そこには、「COVID19障害者諮問グループ」（カナダ）、「障害者協議フォーラムの創設」（コスタリカ）、「認知症に関する諮問委員会」（カナダ）、「障害のある子どもの中央委員会」（モンゴル）などが含まれる。独立した（人権）機関については「スエーデン人権機関」（スエーデン）と「フェロー諸島での独立監視機構」（デンマーク）の2件が見られた。行政組織内の新たな部局の設置も評価されており、「大統領府に障害者庁」（アルゼンチン）、「障害者省の設立」（NZ）、「障害者育成総合庁」（モンゴル）、「障害関係閣僚会議」（ベルギー）、「社会的包摂事務局」（エルサルバドル）など8件があげられていた。

以下はいくつかの例。

・　アクセシビリティと制度的非障害者優先主義（Systemic Ableism）に関する諮問委員会（2022年、カナダ）

・　障害者監督委員会、障害者権利擁護全国協議会、省庁の小委員会、首都と地方の支部協議会の設立（2016年、モンゴル）

・　大統領府事務総長室に国家障害者庁の設置（2017年、アルゼンチン）

・　国の施設および信仰に基づく施設のケアにおける歴史的虐待に関する王立調査委員会の設立（2018年、ニュージーランド）

・　「障害のある人への暴力、虐待、ネグレクト、搾取に関する王立委員会」の設立（2019年、オーストラリア）